

二町自治会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は二町自治会（以下「会」という。）と称し、事務所を自治会館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の協力・協調のもとに、会員相互の親睦、福祉の増進、生活環境の整備などに努め、住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区域内の住民相互の親睦並びに連絡調整に関すること。
- (2) 区域内の環境整備に関すること。
- (3) 自治会館・集会場・会議所・広場等の維持管理に関すること。
- (4) その他、会の目的達成に必要な事業。

(区域)

第4条 本会の区域は、守山市二町地先の区域とする。但し、古高、大鳥自治会の二町町は除く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、前条に定める区域に居住する個人で会に入会した者とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、その旨、自治会長に申し出るものとする。

2 前項の入会の申し出があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に相当する場合には退会したものとする。

- (1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
- (2) 本人より退会の旨、自治会長に届け出された場合。
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 自治会長 | 1名 |
| (2) 副自治会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 協議員 | 6名 |
| (5) 班長 | 6名 |
| (6) 部会長 | 4名 |
| (7) 監事 | 3名 |
| (8) 顧問 | 1名 |

(役員を選出)

第10条 前条の役員は次により会員の中から選出するものとする。

- (1) 自治会長、副自治会長及び会計（以下「自治会三役」という。）は、総会において別に定めるところにより選考し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 協議員及び班長は、各班において選出するものとする。
- (3) 部会長は、各部会員の中から互選するものとする。
- (4) 監事は、役員会の承認のもとに自治会長が指名するものとする。
- (5) 顧問は、前年の自治会長をもって充てるものとする。

(役員職務)

第11条 役員は、次の職務を行うものとする。

- (1) 自治会長は、本会を代表し、自治会務を統括する。
- (2) 副自治会長は、自治会長を補佐し、自治会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 協議員は、本会の運営上重要な事項について審議するほか、総会の付議事項等を審議する。
- (5) 班長は、班内の諸事の連絡調整等のほか、班を代表し本会の運営にあたる。

(6) 部会長は、担当する部の事業の企画立案し、事業の推進にあたる。

(7) 監事は、本会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員任期)

第12条 自治会長、副自治会長、会計（以下「自治会三役」という）の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 前項以外の役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、顧問は1年限りとする。

3 欠員によって選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

4 第1項に規定する自治会三役の定年は原則80歳とする。ただし、任期中はこの限りでない。

(相談役及び参与)

第13条 第9条に掲げる役員ほかに、自治会長が必要と認めた場合、相談役及び参与を置くことができる。

2 相談役は、現農業組合長並びに自治会長経験者の中から、自治会長が委嘱するものとする。

3 参与は、本会運用に特に必要と認めた者に対して自治会長が委嘱するものとする。

4 相談役及び参与は、自治会長の求めに応じ、役員会に出席して意見を述べるものとする。

第4章 総会

(総会の構成)

第14条 総会は、各班から選出された代議員を持って構成する。

2 代議員は、各班から10名を選出するものとする。ただし、この10名の選出にあたっては、総会開催時に現に班長にあるもの及び次年度における協議員予定者（新任協議員）並びに班長予定者（新任班長）を含めるものとする。

(総会の機能)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告の承認

(2) 会計決算の承認

(3) 資産の処分及び資産管理の承認

(4) 事業計画の承認

(5) 予算の承認

(6) 規約の改定

(7) 役員（自治会三役）の承認

(8) その他、本会の重要事項に関すること

(総会の開催)

第16条 総会は、年1回3月に開催する。

2 前項の総会ほかに、自治会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

(総会の招集)

第17条 総会並びに臨時総会は、自治会長が招集する。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

(総会の成立)

第19条 総会は、代議員の4分の3以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事録は、当年度の副自治会長が作成し、議事録署名人は、新年度の各班班長となり、議事録に署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成等)

第22条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じ、自治会長が招集し、自治会長がこれの議長に当たる。

(役員会の機能)

第23条 役員会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 総会に伏すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に対する事項

(3) その他、議会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第25条 本会の資産は、総会において別に定めるところにより、自治会長及び会計が管理する。

(経費の支弁)

第26条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。ただし、毎年3月に係る会計については、総会開催日の概ね25日前を当該年度の決算日とすることができ、この日の翌日以降の収支については、次年度の会計に含めることができるものとする。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第28条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得るものとする。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。
自治会総会運用規則は、廃止する。

令和3年4月1日一部改正

二町自治会会費等規程

本会は、規約第7条の規定に基づき、会員の会費等規程を次の通り定める。

第1条 会員の会費は、1戸月額500円とする。

第2条 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

第3条 会費の納入は、毎年2月末日までに当該年度分を納入しなければならない。

- 2 会費の徴収は、会計が当該年度における偶数月の第1日曜日に行うものとする。
- 3 会員に特別の事情があり、自治会長がやむを得ないと認めたものについては、会費を減免することができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

令和3年4月1日一部改正

二町自治会資産管理規程

本会は、規約第25条の規定に基づき、資産管理規程を次のとおり定める。

第1条 不動産登記法第1条に規定する権利は、これは登記する。

第2条 金融資産については、もっとも安全確実な方法による管理を行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

二町自治会役員選考規程

(目 的)

第1条 この規程は、二町自治会規約第10条第1号の規定に基づき、自治会長及び副自治会長並びに会計（以下「自治会三役」という。）の選考に関して必要な事項を定める。

(選考委員会の設置)

第2条 自治会三役を選考するため、二町役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 選考委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 自治会三役の選考に関すること。
- (2) その他、役員を選考に関する事項。

(選考委員会の構成)

第4条 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、前自治会長をもって充て、副委員長は委員の中から互選する。
- 3 委員は概ね10名とする。委員は協議員と、自治会長経験者の中から委員長が指名した者とする。
- 4 委員長は、選考委員会を統括し、代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 選考委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議は、総会が開催される2ヶ月前には開始し、会議を適宜開催するものとする。
なお、自治会三役に欠員が生じたときは、委員長は速やかに選考委員会を招集し、会議を開催するものとする
- 3 委員長は、必要と認めるときは、現自治会長及び構成員以外の者を選考委員会に出席させることができる。

(候補の申出および取扱)

第6条 自治会三役の選考候補として申し出ようとする者は、1月10日から1月20日までの間に別記二町自治会役員選考候補届に必要事項を記載し、推薦人2名の署名、捺印の上、選考委員長に届け出るものとする。

- 2 選考委員会は、役員選考候補届があったときは、その候補者を自治会三役の選考対象として取り扱わなければならない。

(選考結果の報告)

第7条 委員長は、自治会三役候補を選考したときは、候補者本人の了承を得たうえで、総会において、選考結果を報告するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成21年4月1日改正

令和3年4月1日一部改正

(別記)

二町自治会役員選考候補届

二町自治会役員選考委員長

様

私は、 年度二町自治会役員選考の候補者としてお届けします。

届出日 年 月 日

氏名	印	男 ・ 女	生年月日 年齢	年 月 日 (才)
住所			班	電話
候補しようとする役職名 (いずれかに○)	自治会長	副自治会長	会計	
推薦人	班 氏名		㊟	
推薦人	班 氏名		㊟	
候補しようとする理由(具体的に記述して下さい)				

二町自治会館等使用規則

1. この規則は二町自治会館等の維持管理と円滑な運営を図ることを目的とする。
 2. 二町自治会館等とは、自治会館、会議所、集会場をいう。
 3. 二町自治会館等（以下会館等という）の使用許可を受けようとするときは、自治会長に申し出て承認を受けなければならない。
 4. 次の各号に該当する場合は使用を認めない。
 - (1) 集会の性格が騒じょうを引き起こす恐れがあると認められるとき。
 - (2) 施設及び設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
 - (3) その他管理上支障があると認められるとき。
 5. 会館等の敷地内において会館等使用者以外の自動車を駐車することをしてはならない。但し、自治会長の許可を受けた場合はこの限りでない。
 6. 会館等の使用時間は午前9時から午後10時までとする。但し自治会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
 7. 自治会が認めた社会教育団体以外の者が使用するときは、定められた使用料を納めなければならない。但し、70才以上で構成する会員の使用料は免除する。
 8. 使用料は次の通りとする。
 - (1) （二町町内の）同好会的な性格を持つ団体等で趣味や教養または親睦を目的とするもの。
 - イ. 自治会館 ○1,000円
 - ロ. 会議所 ○1,000円
 - ハ. 集会場 ○1,000円
 - (2) 部外団体及び営利を目的とするもの並びにその他前号以外のもの。
 - イ. 自治会館 ○2,000円
 - ロ. 会議所 ○1,500円
 - ハ. 集会場 ○1,500円
 - (3) 暖房の必要な期間（11月～3月を原則とする）及び冷房の必要な期間（7月～9月を原則とする）は500円増とする。
 - (4) 使用時間は、午前、午後、夜間の区分とする。
 - (5) その他持ち出し使用料
○会議机及びテーブル1卓 100円 ○テント1張 500円 ○椅子1脚 50円
 9. 使用者は室内外の整理整頓に留意し、清掃を入念に行うとともに、ゴミはその都度処分すること。
 10. 防火並びに器物の損傷には、細心の注意をし、万一事故のあった場合は責任者において相当額の弁償をするものとする。
 11. 使用後は電気設備の電源、ガス器具の元コック、吸ガラ、及び戸締り等の確認をすること。
 12. この規則に違反した行為があった場合は、以後使用の承認をしないものとする。
- 附 則 この規則は昭和58年4月1日より実施する。

昭和62年4月1日一部改正

平成元年4月1日一部改正

平成5年4月1日一部改正

平成7年4月1日一部改正

平成20年3月23日一部改正

平成25年3月24日一部改正

令和3年4月1日一部改正